

◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年5月10日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
第11条の5（略） <u>（不妊治療休暇）</u> 第11条の6 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、 <u>不妊治療休暇（勤務時間規則第18条に規定するものをいう。）を有給でとることができる。ただし、採用期間が6月以上（継続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）の者に限る。</u> <u>年5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合にあっては10日）を超えない範囲内で認められる時間又は期間とする。</u>	第11条の5（略）